

学校いじめ防止基本方針

天栄村立牧本小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、牧本小学校の全校児童が「安全で安心な学校生活を送る」ことができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 基本的な考え方

いじめは決して許される行為ではないが、どの子どもたちにも、どの学校でも起こり得ることである。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、継続して、「未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を確実におさえ、取り組まなくてはならない。

実際の取り組みにおいては、校長のリーダーシップのもと学校全体で進める必要がある。特に、いじめを生まない土壤づくりに取り組む未然防止活動は、教育活動と密接にかかわっており、すべての教職員が意識化し日々携わっていく。

(1) 未然防止の考え方

- ・すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、未然防止の取り組みをすることが最も有効な対策となる。
- ・未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加できる学校づくりを進めることから始まる。

(2) 早期発見の考え方

- ・児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応する必要がある。
- ・早期発見のために、気になる変化・行動について「いつ・どこで・だれが・だれと・何を・どのように」を記録し、共有できるようにしておく。
- ・児童から気軽に相談されるよう、普段からアンケートや個人面談を行う。
- ・暴力的な行為を見つけたら、速やかに止めることを最優先する。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめと思われるような行為が発見された場合、いじめ対策の組織がいじめとして対応すべきか否かを判断し、被害児童のケアと加害児童の指導など、問題解消までこの組織が責任を持つ。
- ・重大ないじめの事態とされた場合は、学校設置者の判断により必要な対応をしたり、外部の専門機関に援助を求めたりする。
- ・いじめを見ていた児童には、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を考え、根絶しようとする態度を育てる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃をうけたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起った場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

3 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 目的

本校に「いじめ防止対策委員会」を設置し、子どもたちや保護者等に対して、いじめ防止について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にし、未然防止・早期発見等に取り組む。

(2) 設置

平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、校内におけるいじめ防止等に関する措置を効率的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(3) 内容

- ① いじめの未然防止と早期発見に対する取り組みの実施
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 保護者や地域に対する情報発信と意識啓発
- ④ 個別面談や相談の受け入れ
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合
- ⑥ いじめ事案への対応

- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 重大事態への対応と懲戒権の適切な行使

(4) 構成

校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任・保健主事・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー。ただし、本校は小規模校であることから、全職員が関わることを基本とする。

4 年間計画

	生活・学習指導	未然防止・早期発見	職員会・対策委員会・個人
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○生活のきまり ○学習のきまり ○校外子ども会 ○家庭学習のてびき ○朝の読書 ○たてわり清掃 ○メディアコントロール ○各行事 ○係・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちアンケート①（生徒指導部） ・学校生活アンケート①（教務部） 	<ul style="list-style-type: none"> □基本方針の共通理解 □アンケート分析と対応 □個表の作成・記入 □アンケート分析と対応 □個表の作成・記入 <p>■評価と実践の焦点化</p>
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり清掃 ○係・委員会活動 ○集会活動 ○各行事 ○メディアコントロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート①（教務部） ・ともだちアンケート②（生徒指導部） ・学校生活アンケート②（教務部） ・児童との個別相談 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> □アンケート分析と対応 □アンケート分析と対応 □アンケート分析と対応 □児童把握 □保護者との連携、個表の作成・記入 <p>■評価と実践の焦点化</p>
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり清掃 ○係・委員会活動 ○集会活動 ○各行事 ○メディアコントロール 週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート②（教務部） ・ともだちアンケート③（生徒指導部） ・学校生活アンケート③（教務部） 	<ul style="list-style-type: none"> □アンケート分析と対応 □アンケート分析と対応 □アンケート分析と対応 <p>■年間を通した評価と次年度へ向けての課題</p>

5 検討と見直し

毎学期、いじめ問題への取り組み等について評価を行い、学校評価と合わせその結果を公表するとともに、学校評議員会において、取り組みが適切であるかどうかを検討し、次年度へ生かす。

6 重大事態への対応

(1) 設置者に発生を報告する

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態にいたったという申し立てがあったとき

(2) 地方公共団体の長等に報告する

(3) 学校が調査の主体となる場合

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置する。
- ② 調査組織で事実関係を明確にする調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、必要に措置を講ずる。
- ⑥ いじめアンケートについては原本を5年間保存する。

※「ともだちアンケート」は、いじめアンケートを示す。

7 その他

この基本方針は、平成26年4月1日より施行する。